

難民救援情報誌

Trial & Error

トライアル・アンド・エラー

—— 試 行 錯 誤 ——

特集・難民の受入れと定住



COVER STORY

表紙写真撮影 押原譲

チーブ・リュッティ

1957年生れ

1975年まで

バットンバン市の高校生。

家族は両親，6人の兄弟と3人の姉妹。

4月23日

ロン・ノル政府軍中尉だった父は，クメ

ール・ルー・ジュに連行され処刑される。

強制移住により40km離れたアンドン・ブ

リンの村へ移動。農作業に従事。

9月

家族と共に出身地プノム・スロックに移
る。

1976年1月

67人の仲間と共に9日かかってタイ領へ

逃亡。途中8人が餓死。

アランヤプラテート収容所に入る。

7月

フランス着。

1980年3月現在

パリ郊外の繊維工場で働く。

その後兄弟のうち1人は，ボル・ポト時代に政府軍兵士
だったという理由で殺され，2人はタイへ逃げ，その内の
1人はすでにカナダへ移住済。

「カンボジア年代記」より

目 次

今，思いをあらたに	インドシナ難民，受入れの実状	16
// 特集 // 難民の受入れと定住	「流民」難民受入れもうひとつの断面	18
はじめに	団体紹介 — ISS, ICM	20
難民キャンプから日本へ	人物紹介 — ベトナム人の HUNG さん	21
日本が定住難民を受け入れるまで		6
定住こぼれ話 柴田久史	ルワンダ難民 ウガンダ領内 佐倉 洋	22
難民収容施設一覧	ルワンダ領内 大林 稔	22
インドシナ難民の受入れ，各国の場合	JVCプロジェクト	24
ボランティアにインタビュー	JVCNEWS	26
世界の難民地図	おたよりから	26

今、思いをあらたに

季刊 Trial & Error 刊行にあたって

Trial & Error が JVC の機関誌として創刊されたのは 1980 年の 12 月であった。「常に模索を続ける姿勢」を示す意味で Trial & Error (試行錯誤) と名づけられたのである。実際 Trial & Error は、JVC と共に試行錯誤を繰り返してきた。

難民の問題は、日本人にとってはここ数年来的の問題であったかもしれないが、ヨーロッパでは第一次世界大戦後から今日言われているような意味で難民の保護が、国際的な課題となっていた。

UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) の前身となったいくつかの機関や難民条約は、難民の問題がやがて解決されるであろうという前提のもとに、一時的な対応策としてつくられたものであった。ところが度重なる大量の難民の流出が、その予想を裏切った。そして、世界の難民を対象とする恒常的な機関や条約が必要となったのである。難民保護の歴史は、試行錯誤の連続に他ならなかった。それはなお続いている。

Trial & Error は、NGO (非営利の民間団体) の立場で、難民の救援・復興、およびそれと同様の恵まれない境遇にある人々の援助について、広範な情報を集めてお届けしたいと考えている。現地の状況、その背景と問題点や、それらに取り組む UNHCR、WFP などの国連機関や、JVC を含む国際的な民間団体、現地の民間団体などの活動を紹介していきたい。また日本をはじめ、難民たちの定住先の受け入れ状況や彼らの適応の問題も、扱っていきたい。

今後は月々発行する Trial & Error のうち季刊の号 (年 4 回) を、特定のテーマについての特集号として編んでゆくことにした。

Trial & Error が、実際の活動に関わる人々だけでなく、こうした問題に関心を寄せる多くの人々にとって活きた情報となることを切望している。読者のみなさんの主体的な参加と御支持を願ってやまない。

“fellow countrymen — 同じ国の仲間”

各国の難民受入れに関する資料を集めた中で、ある国が受け入れた難民を呼び現した言葉である。受け入れた人々は自分たちの国を形成する一員であると考えられている。またこんな文章を見つけた。“難民たちは、彼らの文化を保持する。彼らの心に側した援護を行ってゆくためには、創造性と想像力が必要である”そこに、欧米諸国の人々の難民に対する意識と姿勢を見るように思う。

欧米各国では実質的な難民救援活動の広範な部分が、各種のボランティア団体によって荷担われている。それは民間団体が、難民に接するにあたって、迅速かつ柔軟で、何より人間的な対応ができるということが経験的に理解されているためであろう。そしてその根底にこうした活動を精神的・物理的に支える人々の層の厚さを感じる。それは例えば、難民を保護すべきだという世論であり、海外へボランティアとして出て行くことのできる人材があって、それを可能にする社会的な条件があること。こうした活動のための組織と資金が確立されていること。そして地域社会が異なる言語や文化をもつ人々を受け入れる素地をもっていることなどである。

日本でいわゆる難民問題がクローズアップされたのは 1979 年のカンボジア難民の大量流出のときであった。以来 3 年ばかりの間に、確かに日本人にとって難民という言葉はかなり一般的になった。無数の人々の善意と努力によって難民問題についての理解と援助活動は、急速に進んできた。しかしなお日本は難民問題について、“後発開発途上国”であるといえる。それは歴史的・社会的・宗教的な背景の相違に基くものであるとしても、それを言わねにすることはできない。

//特集// 難民の受入れと定住

はじめに

インドシナ難民はこれまでに、百万人以上が第三国へ定住している。

受け入れの問題には2つのポイントが考えられる。ひとつは、国家の枠外にある難民が、それぞれの国の、国内の法律や制度の中にどのように位置づけられていくかという点。もうひとつは、受け入れられた難民が、その国の一員として、適応し自立した生活が営めるようになるまで、具体的にどのような援助がなされるかという点である。

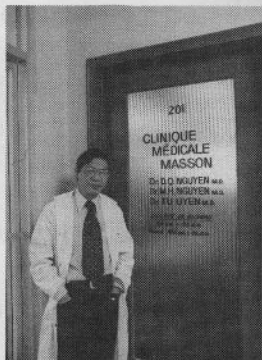
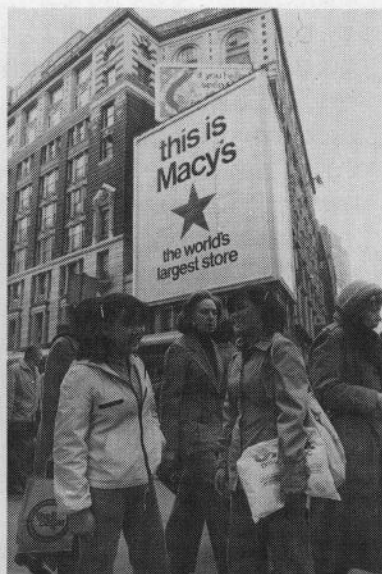
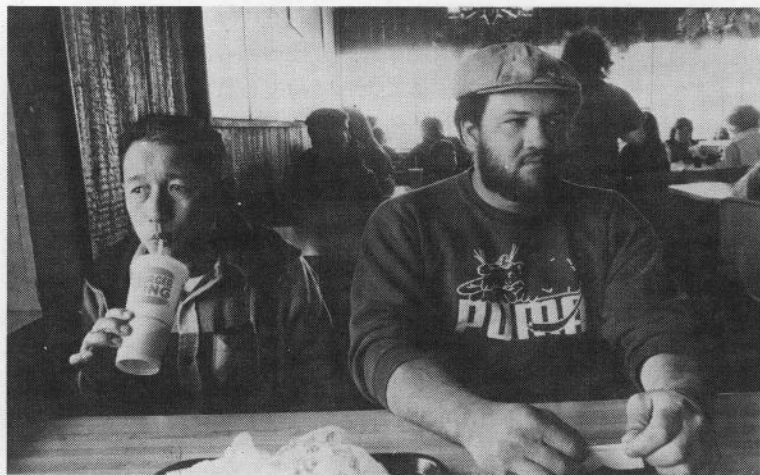
ここであらためて「難民」の概念について確認しておきたい。国際社会においては、「難民の地位に関する条約」に示されているように、難民(Refugee)の定義、およびその保護についての概念がほぼ確立されている。(この定義上の難民は「条約難民」と言われる。)

そして欧米諸国は実際に多くの「条約難民」を受

け入れ、保護してきた。ただしインドシナ難民の場合は「条約難民」としてではなく、Displaced person と呼ばれる広義の難民として解釈され、特別の措置として、受け入れられている場合が多い。

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)は、人道主義的な立場から、広義の難民を保護の対象と認め、各国にその受け入れを要請している。現実には、1000万人に達する世界の難民の大半が、戦乱・飢餓などを逃がれて国境を越えた広義の難民である。

日本の場合「難民」という言葉が広義の難民と条約難民両方の意味で使われていることが、概念上の混同を招いているようである。ここでは、「難民」と書いた場合、インドシナ難民を含めた広義の難民を示し、「条約難民」と区別することにした。国際法上、Displaced persons は「流民」と訳される場合が多い。ただし日本では「流民」という言葉が18p.に述べるような、特別なケースについても慣用的に使われている。



第三国に定住したインドシナ難民

写真 UNHCR 提供

左上 アメリカ

右上 //

左下 スペイン

右下 カナダ

難民キャンプから日本へ

インドシナから日本へやってきた定住難民はすでに2,000人を越えている。彼らがどういう手続きで日本へ定住しているのか、ラオス人カンボジア人*がタイの難民キャンプから来る場合をたどってみたい。

1) タイ・カンボジア国境の難民キャンプに住んでいる者で、日本へ定住を希望する者は、在タイ日本大使館宛に、日本へ定住したい旨を書いて送る。

日本に限らず、「どの国でもいいから、まず一刻も早くキャンプから出たい。」「平和な国で社会生活を営みたい。」というのが正直な気持ちのようだ。

2) 難民の定住に関しては、アジア福祉教育財団(6p.参照)が担当している。そこの定住担当官は、難民より送られてきた申請書を整理し、登録する。

3) 定住希望を出した者に対しては、正式な申請用紙(本人と家族の履歴書)が送られる。彼は、必要事項を記入し、それにカンボジア国内からキャンプまでやってきた経緯と定住したい旨のレポートを添えて、送り返す。これは、母国語であるラオス語、カンボジア語、中国語ではなく、英語か日本語で書くことを原則としている。

4) 返送された正式な申請書は、日本への定住条件を満たしているかどうか、厳密に審査される。

定住条件(昭和55年6月17日閣議了解に定める)を抜粋、要約すると以下ようになる。

次のいずれかに該当する者であって、確実な呼寄せ人がある者、又は職に就いて自活できる者、及びその配偶者、親、子供、その他の親族。

(ア)かつて、日本企業や日本人のもとで雇用されていた者。

(イ)かつて、留学生、研修生等として日本に在留したことがある者。

(ウ)かつて、日本人より、日本語や職業上の技術、柔道等を学んだことがある者。

(エ)その他、日本語の会話能力がある等、日本社会への適応力があると認められる者。

(オ)長期にわたり、保護者となる里親のある者。

定住難民の傾向を調べてみると、この中でどの条件を満たすか、少しずつ変わってきている。これが施行された初期の頃は、(ア)(イ)(ウ)などの何らかの形で日本と関係があった者が多く日本へ定住していた。

しかし最近では、既に定住した者が身元引受人となって親族を呼寄せせるケースや、何ら日本とは関係はないが、(エ)の日本社会への適応力があると認められた者が定住するケースが増えている。それによって申請書の中でも、語学力、学歴、職歴、大家族でないことなどが重視されているようだ。

5) 定住条件を満たしている者は、バンコク近くにあるパナニコムキャンプという第三国へ行くための一時滞在施設へ移される。条件を満たさない者には、日本へ受け入れられない旨の文書が送られる。

パナニコムへの移動は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の手によって、約3カ月に1度の割合で行われる。UNHCRは、各国の難民担当官より提出された移動者リストを移動日の数日前にキャンプ内へ掲示する。難民は、この時点で自分が第三国定住への大きなチャンスを得たことを知り、移動の準備をする。

6) パナニコムへ移動した者は、日本の外務省とアジア福祉教育財団より派遣される調査団の面接を受ける。調査団は、だいたい3ヶ月に1度パナニコムを訪れている。面接では、本人の申請に偽りがないかどうか、日本で生活するだけの能力が十分あるのかを問われる。

パナニコム滞在中、彼らはJVCの日本語学校で日本語を学習する。

原則として、パナニコムの滞在期間はタイ政府の方針によって最高6ヶ月と決められており、期限が過ぎても定住先が決まらず、実際に国境へ送還されたケースもある。彼らは日本だけでなく、いろいろな国に定住申請を出す。日本で審査中であるが、他の国の方が早く定住許可が下りた場合には、そちらへ行ってしまう場合もある。

7) 調査団は、申請書や面接の結果を日本へ持ち帰る。外務省、法務省において最終審査が行なわれ、正式に日本定住が認められる。

8) 日本定住を認められた者は、様々な書類手続きや健康診断の後、ICM(20p.参照)によって手配される飛行機に乗って日本にやってくる。成田空港でアジア福祉教育財団の職員が彼らを出迎え、定住促進センターへ送っていく。

*ベトナム人の場合は、現在タイ政府の方針によりタイから第三国への定住が差し止められているが、3月4日の発表によれば、特別に1,444人のベトナム人がシキウの収容所から、第三国定住のためパナニコムへ移動したという。

日本が定住難民を受け入れるまで

1975年以降のインドシナ難民の大量流出によって、日本は初めて、難民の保護およびその受入れについて具体的な対応を迫られることになった。政府の難民政策は、そのつど閣議了解という形で示されてきた。

まず、ボート・ピープル^注が水際で門戸をたたき、彼らの上陸にともなう一時滞在難民への対策が必要とされた。

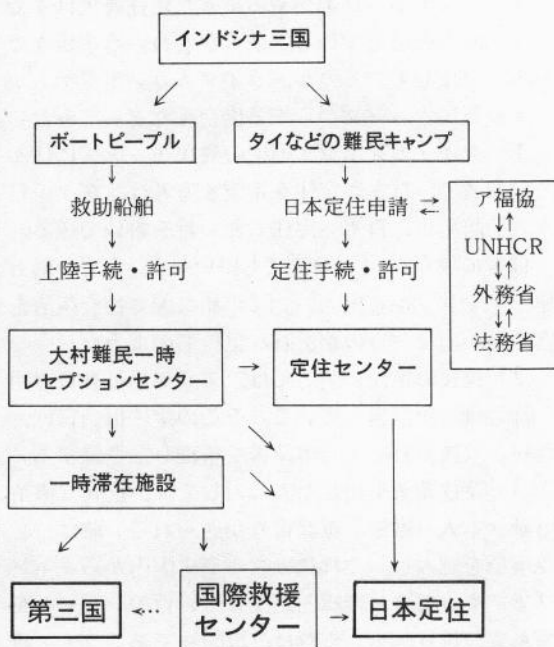
難民の流出が続き、東南アジアに一時滞在する難民の数が増大したことや、難民の受入れを進める諸外国から、日本が協力的でないとして批難されたこともあって、'78年4月政府は、日本に一時滞在しているベトナム難民に限って定住を認めることにした。

しかし、当時滞在していた600人近いベトナム人のうち日本に定住を希望したのは、わずか10人あまりであった。定住を認めたものの、それにとまなう日本語教育や職業斡旋などの対策はまだ整えられていなかった。

'79年4月、政府は「これまでベトナム人に限っていた難民対策をラオス、カンボジア人に拡大すること。当面500人をめどとして定住の実現に努めること」「定住希望者に対する日本語教育、職業紹介、職業訓練を行うこと」を決め、財団法人、アジア福祉教育財団にその事業を委託することになった。'79年12月に姫路、'80年12月に大和に定住促進センターが開設された。

これと平行して、始め500人であった日本への定住受入れ枠も拡大され、'81年4月にはそれまでの、1,000人から3,000人に増やされた。ただしこの3,000人の中には、日本留学中に政変が起って帰国できなくなり、難民として取り扱われることになったインドシナ三国からの留学生ら742名も含まれている。

インドシナ難民の日本定住、第三国出国まで



注) ボート・ピープル：ベトナムから船で脱出したベトナム難民。小船に乗って周辺諸国に流れ着いたり、南シナ海を漂流中に航行中の船舶に救助されて、その寄港地に上陸している。中には2,000～3,000人で組織的に脱出してきた例もある。

アジア福祉教育財団

1979年11月に、政府からの要請を受けて同財団内に難民事業本部が設けられ、日本に定住する難民の日本語教育、職業斡旋などが行われることになった。

同財団はそれまでも、ベトナムの孤児のための職業訓練施設の建設、アジア各国の福祉施設への助成金の支給などの事業を行ってきた。

難民事業本部が、姫路・大和の両定住促進センターと大村難民一時レセプションセンターを運営している。現理事長は元法務大臣の奥野誠亮氏である。

これらは政府の関係省庁からの委託金や民間の資金などによって運営されている。外務省・定住センター、国際救援センター関係、法務省・大村レセプションセンター関係、文部省・日本語教育、厚生省・日赤への補助金などである。

定住促進センター

日本に定住を希望するラオス人、カンボジア人、ベトナム人の民族性を考慮して、大和定住促進センター（収容人員147人）ではラオス人、カンボジア人、姫路定住促進センター（収容人員106人）ではベトナム人を対象としている。

期間は原則として6ヶ月以内とされている。その間に、「日本語教育および生活指導、職業紹介および職業訓練（労働大臣の無料職業紹介事業の許可を受ける）、養親・里親の斡旋、生活援助費・定住手当・各種就職援助費等の支給」等々が行なわれる。

日本語教育は原則として3ヶ月（13週間）で、授業時間は1週33時間（日本語学習24時間、生活指導9時間）となっている。日本語習得の充分でないものはさらに2週間の補習授業を受けることができる。

また生活指導では、電話のかけ方、買物の仕方、和室の生活、衣服の着方（彼らには重ね着の習慣がないため）などの説明や実習、工場、学校の見学等を行って日本社会での生活習慣についての基本的な知識の習得をめざしている。

また、就職に際して必要と思われる者は、日本語教育終了後近くの職業訓練校へ通って技能を身につける。

難民の雇用者には、難民のための住居を確保することが条件づけられている。就職先が決まり、住む所が決まると、難民たちはセンターを出て定住生活を始める。

センターを出てから難民たちは、職場での問題や近所づき合い、子供の教育、病気など様々な問題に直面しなければならない。そうした相談がセンターにも持ち込まれるが、とても応じきれない。その他は民間人のボランティアや同国人の協会などが彼らの世話をしている。'82年10月に、アジア福祉教育財団とISS（20p.参照）が専門家による難民定住相談員制度を発足させたが、受入れる側にとってまだ多くの課題が残されている。

'83年2月までに日本に定住したインドシナ難民は2,179人にのぼる。

参考資料「インドシナ難民の現状と国内援護」内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局 '82

一時滞在難民

ボート・ピープルとして日本に上陸して、アメリカなど日本以外の国への定住を希望しながらも、受入れが許可されないために、日本に滞留している人々である。

ボート・ピープルが最初に日本に到着したのは'75年4月のサイゴン陥落から間もないころであった。

当初日本政府は彼らを水難者として処遇し、受け入れ国の決まっていな者には上陸許可が下りなかった。その後UNHCRの要請を受けて、政府はボート・ピープルの一時滞在を認めた。上陸者数は、'75年126名、'76年247名、'77年833名と増え続けた。彼らはカリタス・ジャパン、立正佼成会、天理教や日本赤十字社などの各地の施設に収容されている。

82年2月に長崎県の大村難民一時レセプションセンターが開設されてからは、日本に上陸したボート・ピープルは、ここで健康診断、定住希望調査を受けた後に、各地の収容施設に移されることになっている。

一時滞在中の難民の生活費はUNHCRから支給される。16歳以上1人1日900円、16歳未満500円で医療費や国内の移動のための旅費なども支給される。

国際救援センター

定住先が決まらず、日本に一時滞在を続ける難民は、日本へ定住者として受入れられた人々と異なり、語学や技能などの教育を受ける機会を与えられていない。滞在する施設の世話で、仕事に就いている者以外はただあてもなく時を過ごしている。そのような状態を5年間も続けている人もいる。

彼らが定住を希望する国々は、すでに多くの難民を受入れており、日本に一時滞在する難民を受け入れなくなってきた。

一方、ボート・ピープルの'82年の上陸数は1,037名で現在も日本へ上陸し続けており、民間の収容施設はパンク寸前となっている。

このような状況をみて、政府（外務省）は'83年4月より東京都品川区八潮に、720名を収容できる「国際救援センター」を開設することにした。ここで日本での定住または、第三国定住までの自活のために、集中的な日本語教育や就職斡旋などが行われる予定である。収容期間は原則として一年以内とされる。

定住こぼれ話

柴田久史

2月26日、大和定住センターに17名のラオス人と10名のカンボジア人、計27名の難民がタイから到着した。その内のカンボジア人夫婦、(Pさんと妊娠6カ月のSさんの2人)は、私が日本政府派遣の医療チームの調整員としてカオイダンキャンプで働いていたときのヘルパーだった。夫のPさんは、手術室で医師の手術を補助し、奥さんのSさんは、病棟で看護婦の手伝いをしていた。

私は約50名のヘルパーの中で、日本へ定住申請をしている者に、いろいろ尋ねて歩いた。そんなとき、Pさんについて重大なことを知った。彼は数カ月前日本に住む親戚を頼りに一人で日本定住を申請していた。そしてその2カ月後、Sさんと結婚したのだがそのとき、彼は奥さんを加えて再申請すればよかったのに、自分だけ先に日本へ行き、その後奥さんと呼び寄せればいと定住を簡単に考えていた。

私は非常に心配した。彼がもし定住を認められたとしても、まずパナニコムへ移動、その後日本へ行き、定住センターで3カ月の日本語教育を受け、やっと日本へ定住、就職して初めて身元引受人として彼女を呼び寄せることができる。その間、順調にいても約一年はかかる。妊娠中の奥さんは、一体どうなるのだろうか。また、いつ日本定住も3,000人枠を満たし、難民受け入れを終えてしまうかわからない。そのうえカオイダンキャンプもいつ閉鎖になるか、全くわからない。そうしたら二人は、永遠に会えなくなるかもしれないのだ。

私は彼らに急いで再申請させた。9月17日のパナ

ニコムへの移動までにはなんとか間に合い、晴れて二人は、カオイダンを去っていった。間一髪だった。

一般に彼らはあまり第三国定住についての情報を得ていない。アメリカンドリームをもち、また、氾濫した日本製品を見て日本へ行けば良い生活ができると淡い期待をもっている。

もちろん定住希望の理由は、それだけではない。それ以上にキャンプにいる不安を訴える。いつまた戦闘に巻き込まれるか。いつ国境へ強制送還されてしまうかわからない。キャンプ内で将来への見通しのない怠惰な生活、なんとかここから抜け出して第三国へ行き、将来に希望をもちたい。これが素直な気持ちのようだ。

だが、彼らは第三国定住という希望を得るために新たに何かを犠牲にしている。Pさんの場合も一つ間違えば、取り返しのつかないことになるところだった。日本は大家族をあまりとらないと伝わると、年老いた両親をおいて定住申請をする者がいた。私は心配になって確認をとったが、両親も申請した本人達もちゃんと納得しているのだった。そこにまた彼らの苦しみの深さを感じる。

「日本へ行っても生活が楽になるとは限らない。でも、ここにおいて将来が開けるのか。多少無理をしても第三国へ行行ってチャンスをつかんだ方がいいのかもしれない。」

いろいろな言葉が頭の中で交錯した。が、何を言ってもあげればいいのかかわからない。第三国への定住の是非はわからないけれど、彼らが自分の人生を自分の判断で決めたのだ、と納得することで、私はカオイダンから各国へ定住していくヘルパー達を見送った。

PさんとSさんは、日本へやってきた。カオイダンキャンプという私にとっては日常の外にいた人が、日本という私の日常の中へやってきた。彼らとの再会は、いいようのない不思議な感慨だった。彼らの人生に大きく関わったことに責任を感じるとともに、なんとか彼らが日本で幸せになってくれるよう見守っていこうと思っている。

しばた・ひさし：'82年5月から、半年間タイで日本政府派遣医療チームの調整員として働く。23歳。



東京都大田区の食品会社に働くカンボジア人夫婦

撮影 押原 譲

日本国内の難民収容施設と一時滞在難民数

外務省アジア局難民対策室

施設名	所在地	人数
◇アジア福祉教育財団（本部）	東京都千代田区六番町六番地 六番町マンション4F	
〃 （難民事業本部）	〃 港区赤坂2-10-9 ランディック第二赤坂ビル	
大和定住促進センター	神奈川県大和市南林間9-8-22	0
姫路定住促進センター	兵庫県姫路市仁豊野900	107
大村難民一時レセプションセンター	長崎県大村市古賀島町644-3	65
◇日本赤十字社（本部）	東京都港区芝大門1-1-3 社会部ベトナム難民対策室	
社会福祉法人愛弘会「愛弘学園」	埼玉県大宮市片柳大字山字稲荷267-1	50
社会福祉法人聖隷福祉事業団「愛光寮」	静岡県浜松市三方原町3453	50
日赤愛知県支部所管「赤十字希望の家」	愛知県瀬戸市南山口町538	49
日赤広島県 〃 「みろくの里救援センター」	広島県沼隈郡沼隈町中山南21-2	139
日赤徳島県 〃 「ベトナムの家なぎさ寮」	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	8
日赤福岡県 〃 「大法園」	福岡県山田市大字下山田344-1	79
日赤長崎県 〃 「大瀬戸寮」	長崎県西彼杵郡大瀬戸町雪浦河通郷342-26	81
日赤熊本県 〃 「益城古城園」	熊本県上益城郡益城町大字寺迫964	51
日赤宮崎県 〃 「友愛社ベトナムの家」	宮崎県西都市茶田原東原5248	47
日赤鹿児島県 〃 「赤十字垂水園」	鹿児島県垂水市本城字上の比良3950	46
日赤沖縄県 〃 「本部国際友好センター」	沖縄県国頭郡本部町字豊原211	270
◇カリタス・ジャパン（本部）	東京都新宿区揚場町20-5 BM飯田橋ビル5F	
鳥山カトリック教会	栃木県那須郡烏山町南1-8-20	25
沼田カトリック教会	群馬県沼田市鍛冶町967	12
前橋暁の村	群馬県前橋市西大室町1907-2	24
館林カトリック教会	群馬県館林市大手町11-21	12
熊谷カトリック教会	埼玉県行田市旭町16-2（実質上閉鎖）	1
柏崎カトリック教会カトリック海の家	新潟県柏崎市大字宮川字市道4367-7	76
コングレガシオン・ド・ノートルダム調布修道院	東京都調布市下石原3-55-1	8
聖心の布教姉妹会藤沢修道院	神奈川県藤沢市藤沢5294	51
聖母訪問会大船修道院	神奈川県鎌倉市玉縄4-2	7
カリタス・湯河原学園	神奈川県足柄下郡湯河原城堀411	7
御所教会ベトナム難民センター	奈良県御所市戸毛60	77
屋形町カトリック教会	和歌山県和歌山市屋形町3-7	19
聖ヴィンセンシオ愛徳姉妹会修道会	和歌山県和歌山市今福3-5-21	15
和泉カトリック教会	大阪府和泉市伯太町2-2-41	6
姫路淳心会（スクート会）	兵庫県姫路市仁豊野900 仁豊野教会	93
聖母被昇天修道会洲本修道院	兵庫県洲本市物部1-11-10	8
太陽の町	広島県賀茂郡黒瀬町及美尾367	21
汚れなき聖母の騎士聖フランシスコ修道女会	長崎県北高来郡小長井町遠竹名2747-6	81
玖珠カトリック教会	大分県玖珠郡玖珠町塚脇豆田425	4
汚れなき聖母の騎士聖フランシスコ修道女会	大分県大野郡野津町都原	67
西都カトリック教会	宮崎県西都市小野崎通り827	45
浦添カトリック教会	沖縄県浦添市経塚1-2	27
◇立正佼成会（国際室）	東京都杉並区和田2-11-1	
立正佼成会小湊教会	千葉県安房郡天津小湊町内浦378	52
◇天理教（本部）	奈良県天理市三島町271	
天理教日野大教会	滋賀県蒲生郡日野町大字別所1093-1	68

（昭和58年2月28日現在 計1,848人）

インドシナ難民の受入れ

各国の場合

オーストラリア...

'82年末までに 70,735 人のインドシナ難民を受入れてきた。人口に対する受入れ比が最も高い。

マレーシア、タイに派遣されている難民担当官と各地の移民担当官によって面接を受けた難民たちは、定住が許可されると簡単なオリエンテーションと健康診断、治療を受けオーストラリアへ渡る。入国と同時に永住権が与えられ、全国14ヶ所の移民センターへ収容される。移民センターでは、3ヶ月～1年間（平均5ヶ月）英語や生活のオリエンテーションを受ける。その間失業手当として生活費を支給され、職の斡旋を受ける。

受け入れの方法には、こうしたセンターを経て地域に入ってゆく場合と、移民センターを経ずに直接定住する場合がある。後者の場合は特に、地域社会の中で教会、企業、個人などがスポンサーとなって、生活全般にわたる援助が行なわれる。

資料 Trial & Error 4号「オーストラリアの避難民」
"Australia's Policy on Refugees" Department of
Immigration and Ethnic Affairs. '1979 他。

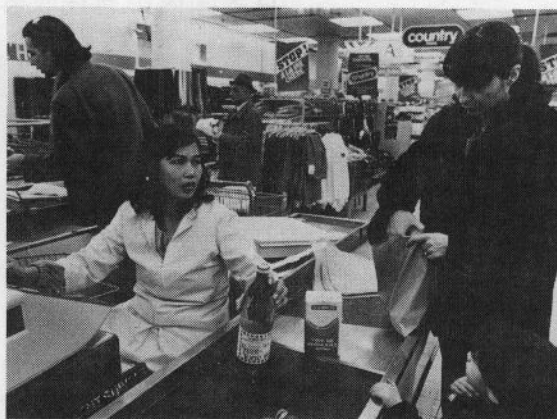
カナダ...

第二次世界大戦後から35万人以上の難民を受入れている。インドシナ難民については、民間の関心が特に高く、かつてない規模で政府との協力が進んだという。'82年末までに 85,139 人を受入れている。

移民法の中に難民の受入れを規定し、条約難民以外の、抑圧された少数者集団の人々や戦争の被災者にも適用されている。

カナダへの定住希望者は難民キャンプで面接を受け、定住が決まるとまず民間のスポンサーが捜される。民間でスポンサーが見つからないケースを政府が援助する。

難民たちは、カナダに到着すると同時に永住権を



フランスに定住したカンボジア人 撮影 押原 譲

与えられる。まず軍の遊休施設などに収容され、語学教育、就職紹介、職業訓練などの援助を受けることができる。

カナダへ来るについても、無利子の旅費貸与制度を利用することができる。

資料 "Indochinese Refugees: The Canadian Response 1979 and 1980" Ministry of Employment and Immigration 他。

フランス...

フランスは'82年末までに 86,640 人のインドシナ難民を受け入れてきた。フランスは1793年以来憲法に「自由のために祖国を追放された外国人に庇護を与える」ことを規定している。条約難民を認定する機関として「難民無国籍者保護フランス事務所」が置かれている。

難民が空港に着くと、フランス赤十字に迎えられ、トランジット・センターで2週間過ごした後、各地方の一時滞在センターへ移って、最高6ヶ月間、フランスでの生活のオリエンテーションや語学訓練等を受ける。これらのセンターは、難民受け入れを目的とする民間団体テール・ダジール (France Terre D'Asile; FTDA) によって開設され、地域の協会によって運営されている。'73年以来このようなセンターが150ヶ所開設された。

その他、10以上の民間団体が定住した難民のために就職、住宅、財政的援助や奨学金、語学講習や法律相談など様々な援助活動を行っている。

資料 "Orientation de l'aide apportée aux réfugiés d'Indochine" Comité National d'Entraid

西ドイツ・・・

西ドイツでは1949年に制定されたボン基本法で、政治的被害者には庇護を受ける権利があるとしており、国は庇護供与の義務を負っていると理解されている。「連邦難民認定所」という独立した機関がおかれており、ここが難民条約および基本法の対象となる難民の認定を行なっている。

インドシナ難民は認定を必要としない「分担難民 (Kontingentflüchtling)」として受け入れられており、初めから無期限滞在許可 (永住権に相当) を与えられている。'82年末までに21,256人を受入れている。

難民の受け入れは、各州労働・社会省に所属する外国難民管理局が担当しているが、受け入れ後の世話は主として Arbeiterwohlfahrt Bundesverband 等の6つの民間団体が中心となって行なっている。

西ドイツにも多数の移民労働者がおり、難民受け入れについて摩擦も生じている。

資料「Wegweiser für Asylberechtigte und Kontingentflüchtlinge」Der Bundesminister des Innern

オランダ・・・

オランダ船に救助されたボートピープルを受け入れている。また、マレーシアのビドンキャンプなどの難民を受け入れ、'82年末までに5,240人に達した。その中には、老人や障害を持つ人々も含まれている。

政府の文化・レクリエーション社会福祉省の管轄下で民間団体の連合組織である Vereiniging Vluchtelingenwerk などが、実際の受け入れを行っている。難民たちは25ヶ所のセンターで6～8ヶ月の間に400時間の語学訓練を受ける。



アメリカで英語を学ぶインドシナの子供達
UNHCR 提供

ニュージーランド・・・

難民受け入れが移民政策の一環となっており、'82年末までに4,794人のインドシナ難民を受け入れてきた。多くはベトナム人。受け入れ基準はニュージーランドへの適応能力、ニュージーランドに親戚・友人が在住していること、スポンサーのあることとなっているが、これは柔軟に適用されている。

難民の定住は、「移民・難民定住キリスト教全国委員会 (ICCI)」や労働省管轄の各地の定住委員会がスポンサーを募り、その世話をしている。

受け入れについて、官民の協力が有効に機能しており、政府は東南アジアのキャンプから、受け入れが決定し、入国、6週間の難民センターでの生活までに責任をもつ。

民間は、難民たちがセンターを出たあとの責任を分担する。スポンサーが定住委員会やICCIの協力を得て、きめ細かく住宅・就職・子供の入学手続き等日常生活の世話をしている。

英語の学習、職業訓練なども市民生活をはじめてから本格化する。

難民たちは、小中学生には各学校で特別の英語教育を用意され、大人は国立の専門学校で一年間無料で英語を勉強できる。

難民は、ニュージーランド国籍の有無に関係なく、ニュージーランド人と同等に社会保障を受ける権利を付与されている。家族手当、失業手当 (仕事を見つけるまでの間の4週間も) が支給され、公立病院での医療費、薬代、出産の費用は無料である。そして三年後には国籍が取得できる。

難民たちに対して、また難民のスポンサーとなる人に対して、ていねいなアドバイスがなされている。

資料「福祉国家ニュージーランドのインドシナ難民」小松隆二、エコノミスト、'81.9

「Indo-chinese Refugees: Resettlement Programme and Sponsorship Guideline」'79 (UNHCR 提供)

参考資料

- 1) 「主要先進諸国におけるインドシナ難民定住政策」外務省アジア局難民対策室 '82.
- 2) 「欧米諸国における難民の取扱いとその問題点」外務省領事移住部査証室 '77.
- 3) 「難民条約と出入国管理行政」山神 進、日本加除出版 '82.
- 4) 「Asylum in Europe」International University Exchange Fund and World Student Christian Federation '75.
- 5) 「各国における難民処遇法制について」萩野芳夫、ジュリスト '81.5.

アメリカ・・・

1975年4月のサイゴン陥落直後から、2ヶ月ほどの間に約15万人の難民が押し寄せたのを始め、'82年末までに486,778人のインドシナ難民がアメリカへ定住している。

インドシナ難民は条約難民としてではなく、'75年の特別法による別ワクで受け入れられた。'80年以降すべての難民が新しく制定された「難民法」に基づいて受け入れられている。

一時は陸・海軍の基地などにテント張りの臨時の定住センターが設けられていた。現在は、フィリピンのパターン半島及びインドネシアのガラン島のプロセシングセンターが、その役割を果たしている。

「アメリカでは国務省副長官室、人権・人道問題調整官およびその管轄下に置かれている難民・移民問題副調整官オフィスが難民問題全般を総括し、具体的政策遂行にあたっては、司法省移民帰化局（I

NS）と協議のうえ処理しているが受入れた難民の救済・援助活動では、（中略）民間団体に依存している。」（11p.資料2）

Joint Volunteer Agency（JVA）という民間団体はアメリカ定住を希望する難民ひとりひとりについての資料を作成している。INSはこの資料をもとに定住を許可するか否かを判断する。

JVAはIRCやキリスト教系などの8団体から成り、政府が資金を出している。難民が一時滞在する各国にJVAの担当者がいて、本国と連絡している。

難民の経歴のファイルには、生年月日、学歴、職歴、家族構成、本人および家族がどういう経路を経て現在に至ったかなどが記入されている。例えばベトナム人のGさんの兄がすでに、香港のキャンプからアメリカに定住している場合、JVAは香港のJVAにGさんの兄のことを問い合せて、家族の名前、生年

ボランティアにインタビュー

“私設・就職相談所”

アメリカのインドシナ難民受け入れについては、民間でも様々なレベルでの関わりがある。ここにほんの一例として、オレゴン州ポートランド市で難民の職業斡旋に携わっていたことのある、在日アメリカ人のF氏の話を紹介したい。F氏はベトナム戦争当時一年ほど兵役についていたという。

就職斡旋の仕事をやり始めたきっかけは？

私の属している教会が、あるベトナム人家族のスポンサーになったので積極的に、仕事を捜してあげました。するとたちまちベトナム人に噂が広がり、ひっきりなしにベトナム人からの依頼の電話が鳴ったんです。当時、夜間勤務の記者をしましたが昼間は職業斡旋。記者なので顔が広く職業を捜すのに有利でした。一ヶ月たつと体がもたなくなって職業斡旋に専念しました。上司も一時休職することをこころよく受け入れてくれましたから。

難民の仕事はどのような職種が多いのですか？

私は2年間に約800件の仕事を斡旋しましたが、そのうち300件ぐらいは専門職で75年当初来たエリート（エリート）の難民たちが主です。会計、工学、コンピュータープログラミング、医務員、研究員など。その他はブルーカラーの仕事です。専門職は給料がいいかわりに競争率が高い。しかし一度就職すれば問題あ

りません。ブルーカラーはよくレイ・オフ（一時解雇）されます。1人につき8件ぐらい斡旋したこともあります。

ベトナム人は日本人に似て謙虚です。アメリカの企業面接では、とにかく自分を売り込まなければいけない。私は何もできませんと有能な技術者が頭をさげてしまう。これには驚きましたね。それ以来、面接の練習をするようにしました。

アメリカでは努力すれば成功すると言われてますが・・・

ある小柄な30才ぐらいの女性の場合、アメリカにきた時には英語は話せないし技術も何もありませんでした。'76年に月\$350の事務仕事を斡旋して夜にはコンピューターの学校に通うように進めました。'78年には、コンピュータープログラミングの仕事で月収\$800、現在は月\$2,500でコンピューター・プログラム・アナリストをしています。アメリカでは技術者を捜していますから、技術があれば道は開かれるのです。

インドシナ難民は有能で、他の有色人種の職を取ってしまうということで、特に黒人の反感が強いと聞いたことがありますか。

それは否定できません。アメリカには“Affirmative Action”という法律があって、各企業がその地域の少数民族（白人以外の人種）を雇わなければなりません。例えばある都市に有色人種が20%いれば、その企業は雇用者の20%は有色人種でなければい

7月日、行方などが本人の主張と一致するかどうかを確認したり、Gさんの兄がアメリカのどこに、どの団体やスポンサーの援助を受けて定住したかなどを調べて、Gさんの兄に証明の手紙をもらったりする。

INSから定住の許可が出ると、スポンサー探しが始まる。(すでにスポンサーが決まっている場合もある。)民間の13団体からなる協議会 American Council of Voluntary Agency (ACVA) の各団体の担当者が定期的に集まり、東南アジアなどのキャンプにいる難民について、書類をもとに一件ごとに検討し、各団体がそれぞれの活動範囲内で責任を持ってスポンサー探しを引き受ける。

スポンサーが見つかるまでの平均3ヶ月間、難民たちはパターンやガランの定住センターでオリエンテーションを受ける。そして行先が決まると、直接スポンサーのいる地域へ移ってゆく。

けない。従って、雇用主は有能な有色人種の人を捜しているのです。この法律は我々にとって有利に働きました。しかし、多くの場合、黒人よりもより教育を受けているインドシナ難民は採用されやすいのです。従って白人よりも有色人種の人々とのまさつが多いわけです。

不況、失業とアメリカの経済状態は決して余裕があるとは思えませんが。

日本と比べると、数の上での失業率は高いと言えますが雇用されている人々は、各々の力なり技術が生かされていると思います。しかし日本の労働力は、低賃金の単純作業や一日中暇なウェーター、女性の大半が雑用を強いられるという“under-employment”の率が非常に高い。失業と言っても数字統計だけでは比較できないと思います。

難民ということで差別待遇を受けることはありませんか？

私が接した人々の範囲内では、雇用主が皆かなり良心的でした。積極的に雇ってくれるし皆熱心に働くので評判が良く、もっとインドシナの人を紹介して欲しいと言う人もいます。

一般の人々の反応はどうですか？

驚くほど暖い反応ばかりです。個人個人が関心があり、何かしたいと思ってボランティアをする。テキサスでは地元漁民とのまさつがありましたけれどほとんどの場合は、個人レベルで深い交流をもって

スポンサーは、個人、教会、民間団体になる場合など様々である。スポンサーは難民の住居、職業、学校などを見つけ、アメリカでの生活の援助をする。

数多い、難民関係のグループの中には、スポンサーのための支援グループがあり、スポンサーに共通する様々な悩み、問題について話し合い、情報交換をしている。

またベトナム戦争の帰還兵であるアメリカ人によって、インドシナ難民のアメリカでの成功例を集めたニュースレターが発行されており、難民たちのはげみになっている。

その他、各地の大きな都市には、すでに定住した人々による相互援助の組織もできており、ACVAの移民難民委員会による、定住プログラムに協力し新しい定住者のためのオリエンテーション、通訳のサービスから、就職、住宅の世話等を行なっている。

います。例えば私は、うちの教会が世話をしている家族のおばあさんを本当の祖母のように思ってます。毎朝私に特別なベトナム風朝食をつくってくれました。また一部の人々だけでなく、学生も主婦も政治家もそれこそ大企業の社長までが難民の引越しの手伝いをしてくれる。

アメリカでの生活の中で価値感の違いなどから、カルチャーショックが起こっているのでは？

ベトナム人の若い小柄な娘がエスコート役のアメリカ人の巨大なフットボール選手を家族に紹介したりすると、やはり両親は反対します。でもこのように文化が混ざっていくのは自然な現象でしょう。

また祖国ではあり得なかった「離婚」のケースが急増しています。アメリカでの女性の地位が男性と平等であることを見て、めざめた妻は支配的な夫を捨てて。あるいは生活苦からフラストレーションがたまり家庭内不和が生じる。ケンカをして妻を虐待する夫は沢山います。私は何度も仲介に入りました。時には撃たれそうにもなって。

現在は何をしておられますか？

州立職業安定所の難民対策が軌道に乗ってきたので、私は記者の仕事に戻っています。今も尚、個人的に多くの人々と連絡を取っていますが。

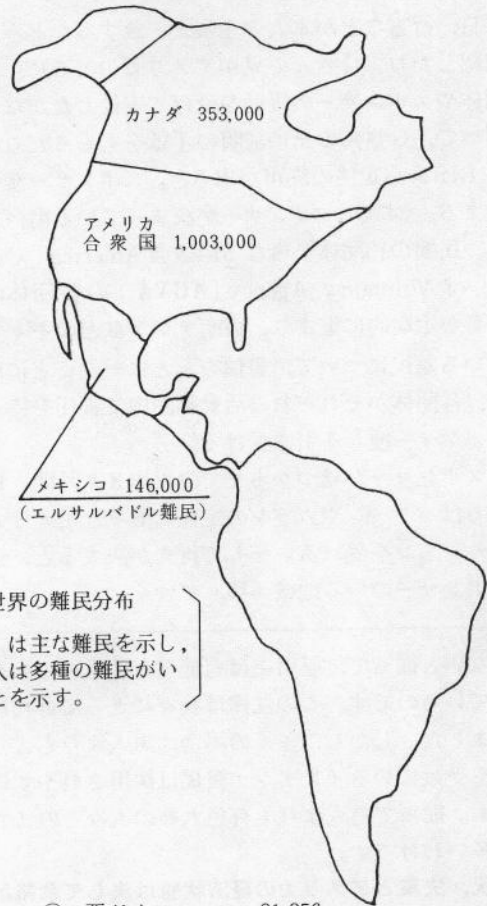
とにかくこの仕事を通して難民の人のみならず同じアメリカ人の中にも沢山の素晴らしい人々と出会うことができて、充実した2年間でした。

世界の難民地図

資料提供 UNHCR 国連難民高等
弁務官事務所

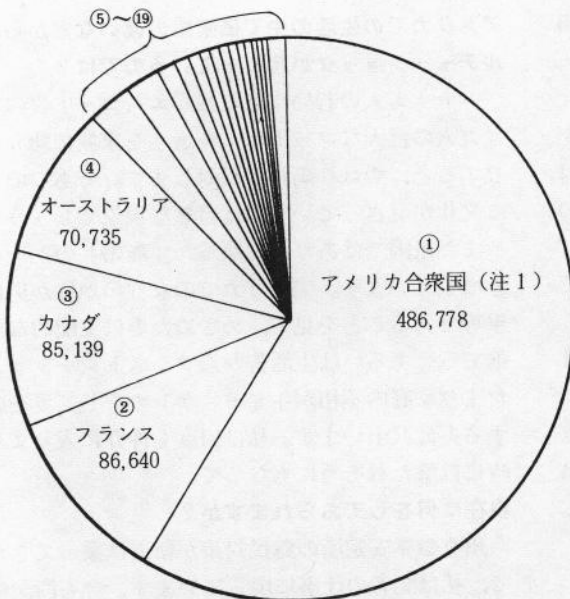
1982. 6. 30 現在

これらはUNHCR管轄
の難民キャンプに滞在す
る難民の数、および
UNHCRの手続きを経て
第三国へ定住した難民の
数を示す。



世界の難民分布

() は主な難民を示し、
無記入は多種の難民がい
ることを示す。



⑤	西ドイツ	21,256
⑥	イギリス	16,036
⑦	香港	9,598
⑧	スイス	7,746
⑨	オランダ	5,240
⑩	ニュージーランド	4,794
⑪	マレーシア	4,591
⑫	ベルギー	4,072
⑬	ノルウェー	3,444
⑭	イタリア	2,939
⑮	デンマーク	2,895
⑯	中国	2,853 (注2)
⑰	スウェーデン	2,438
⑱	日本	1,890 (注3)
⑲	その他	5,575

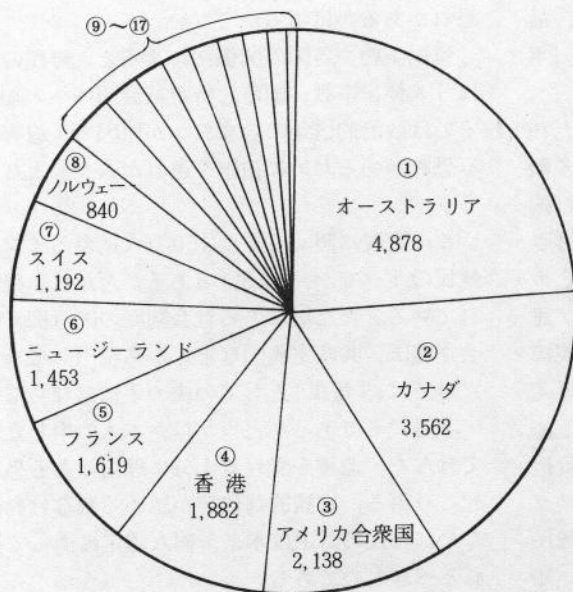
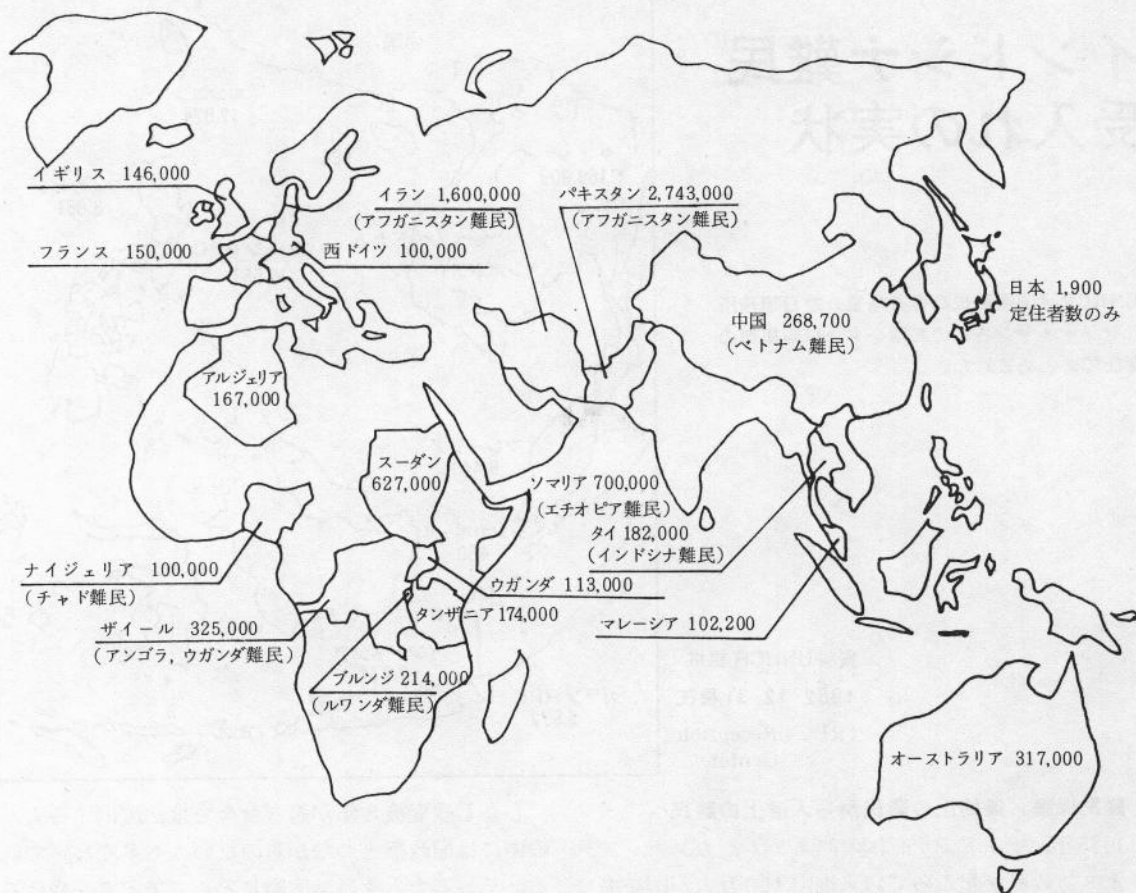
インドシナ難民の受け入れ人数

1982. 12. 31 現在

(注1) 1975年に入国した約 130,000人は含まず。

(注2) 1978年に入国した約 260,000人は含まず。

(注3) 日本の外務省統計によれば、日本の定住者数
は、元留学生らを含めて 2,152 人



⑨	デンマーク	568
⑩	ベルギー	416
⑪	オランダ	372
⑫	西ドイツ	349
⑬	マレーシア	330
⑭	スウェーデン	294
⑮	イギリス	287
⑯	オーストリア	219
⑰	その他	
イタリヤ		52
アルゼンチン		46
スペイン		25
日本		16
中国		3

(注) 各国の国民数は 1980 年のもの。

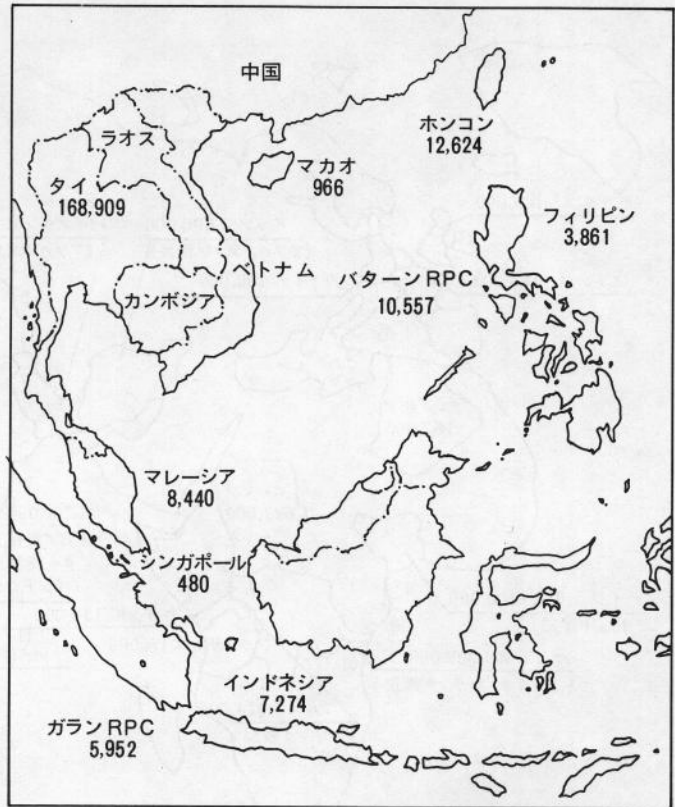
受け入れ比 (自国民 100 万人に対する
インドシナ難民の受け入れ人数)

1982.12.31 現在

インドシナ難民 受入れの実状

UNHCR（国連難民高等弁務官）駐日事務所
ミンジャ・ヤンさんのお話をもとに編集部
の責任でまとめました。

資料 UNHCR 提供
1982. 12. 31 現在
(RPC; Reception
Center)



難民保護／条約上の難民から人道上の難民へ

1975年、インドシナ三国のベトナム、カンボジア、ラオスで政変が起こって以来推定150万人が国を去った。その中でベトナム人（華僑系を含む）が、最も多い。そのほとんどが小さな漁船で脱出した、「ボートピープル」と呼ばれる人々だ。

一方、カンボジアでは、ポルポト政権が倒れた79年以来数十万人のカンボジア人が陸づたいにタイ領へ入った。この内約15万人がタイ領内のUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）管轄のキャンプに収容された。その他に、800kmにわたる不明瞭なタイとカンボジア国境線に沿って、約30万人のカンボジア難民が留まっているといわれる。国境地帯では小規模な戦闘が断続的に起こり、難民たちがその巻き添えとなっている。

ラオス難民は、タイにとって人数的に最大の負担となっている。'75年のなかばから約28万人の低地ラオス人と山岳民族がタイ側へ渡った。こうした難民の中には、迫害の対象となる旧政府・軍関係者、知識人などが多く含まれている。ラオスからの山岳民族（ほとんどがメオ族、ヤオ族）の一部は、アメリカ軍の秘密部隊の仕事に関係していたとされたため、特に迫害を受ける恐れがあった。

しかし政変後8年が過ぎた今では、流出する人々の中には旧政権とつながりのない人も多くなっている。そうした人々は、実際にどこまで迫害を受ける恐れがあるかは明らかでない。

難民条約や各国の関係法によると、難民の定義とは「人種、宗教、国籍、特定社会団体への加入、あるいは政治的信条のいずれかが原因で、迫害を受ける恐れがあるために祖国を逃れた人々」となっている。

この定義に照らして、150万人に余るインドシナ難民のすべてが、「難民」であるか否かは、疑問とされている。ただ単にある社会制度の国（例えば、社会主義国、共産主義国など）から脱出してきたことだけでは、「難民」としての決め手にはならない。

「難民」であるかどうかは、本人の申し立てだけではなく「迫害を受ける十分に理由のある恐れ」が起こり得る、客観的な状態が認められなければならない。難民の認定は本来、個人認定によって行なわれるべきものである。

しかし世界各地で、大量の難民が近隣諸国に流入するという事件がしばしば生じた。これらの人々を人道的に保護するには、個人認定を基礎とする難民条約は必ずしも充分に対応できない。

難民の状態を解決するために

インドシナ難民の場合、その数が多いため個人認定は行なわれてこなかった。国際社会からの強い要請を受けて、一時的庇護を認めたタイ・マレーシアなどのASEAN諸国、香港、マカオなどにしても、とりわけ1978～79年の毎月5万人以上が流出したピーク時は言うにおよばず、個人認定は不可能な状況にあった。インドシナ3国から脱出する人々はRefugees and Displaced Personsと呼ばれ、早い時期からUNHCRおよび国際社会は、こうした人々を“難民のような状況の人々”とみなし、保護と援助の対象としてきた。

これらは個別認定に対して、グループ認定と呼ぶことができる。

UNHCRの1つの役割は、こうしたインドシナ難民や条約上の難民の状態の恒久的な解決(durable solution)を探ることにある。解決法には次の3つがある。

- ①自発的本国帰還——これは一般に難民の出身国(例えばラオスなど)と庇護国(同じくタイなど)の間に、UNHCRが立ち合って行なう。
- ②第1次庇護国への定住——難民が最初に庇護を求めて入った国(第1次庇護国)に定住する。
- ③第3国への定住——第1次庇護国から第3国(大半が先進国)に定住する。

インドシナ難民に関して、UNHCRは1975年5月以来、①の解決法をめざしていたが、これが有効な打開策となっていないのは、1つには、国際社会の主流がこの方法を支持しなかったことも関係している。

②の方策については、タイ、マレーシアなどの難民の一時庇護国が自国内で人口増加の問題をかかえているため、難民の定住を拒否、解決策にはならない。(日本は、一時滞在難民の定住を3,000人という受入れ枠の範囲内で認めている。)

①②の解決法が、以上のように不安定な状態であることから、③の第3国定住が大規模に推し進められることになったのである。

それまで伝統的に難民を受け入れてきた国々が、受け入れの条件や人数を示した上で、それぞれの国の調査団が東南アジア各地のUNHCRの管理するキャンプを訪れて、定住のための手続きが進められた。

1978～79年のピーク時には、流出人数があまりにも多かったため、それに応じた対策が必要になった。1979年7月、ジュネーブでインドシナ難民に関



カナダに定住したベトナム人 UNHCR 提供

する緊急会議が開かれ、その結果UNHCRへの援助と各国の受入れ枠が広げられた。

1982年末現在、第3国へ定住したインドシナ難民は、アメリカ(486,778人)、カナダ(85,139人)、オーストラリア(70,735人)、フランス(86,640人)などを始めとして、計824,659人に達した。

しかし、こうした国々は、平行してアフリカ大陸や中南米諸国の紛争による多くの難民を受け入れており、インドシナ難民の受入れは次第に厳しくなっている。グループ認定の方法は今だに変わっていないが実際の手続きの上では、個別認定に近い方法がとられるようになった。

なお、難民受入れが必要とされている

多くの国(第3国)では「迫害の恐れ」を受入れの1つの基準とするようになり、さもなくば移民の受入れと同じように、その国に近親者がいる場合でなければ受入れられなくなってきている。

移民としての受入れなど従来の制度の枠の中で難民を扱う国が多くなってきたため、一時庇護国のキャンプでは、どこへも行き場のない難民が増加しているのが実状である。この状況は、容易には解決し得ない。こうした自国内の難民の長期滞留を懸念する一時庇護国政府が、難民受入れ拒否の政策に戻ろうとする動きがある。

このような事態が難民の流出を減少させたことは事実であろうが、それによって一時庇護国が、本当に迫害の恐れのある「難民」の受入れを拒否するようになっては困る。それを防ぐには、難民の自発的本国帰還の可能性を追求するとともに、第3国定住を促進する必要がある。

国際社会の中で、日本はまだ多くの難民の受入れが可能であると見られている。

「流民」

難民受入れもうひとつの断面

日本の難民受入れについて、定住難民、一時滞在難民と述べてきたが、ここで「流民」と呼ばれる難民についてまとめておきたい。「流民」は広義の難民に該当する者であるが、彼らが台湾などで取得した有効なパスポートを所持していることが問題となった。法務省は彼らを難民とみなしていなかったのである。

日本に滞在するインドシナ難民たちは、その経路により次のように大別することができる。

- ① ボートピープル；前述のように日本の一時滞在難民は、すべてボートピープルである。
- ② ランド・ピープル；カンボジア難民、ラオス難民。陸づたいにタイへ逃れた者。日本に定住難民として入ってくるのはほとんどこのケースである。
- ③ 元留学生；旧政府発行の旅券で日本滞在中、故国で政変が起こり、帰国できなくなった者。
- ④ エア・ピープル；便宜上、タイ・台湾などの旅券を手得し観光ビザで日本に入国した後、ビザの期限（最高6ヶ月）が切れ「不法残留者」とされたケース。いわゆる「流民」。

「流民」たちの場合そのほとんどが中国系インドシナ人であることから、台湾の高校などへ留学中であつた者も多く、台湾で簡単に台湾旅券を取得することができたのである。

法務省は、台湾パスポートを所持しているということを、彼らが難民でない証拠であるとして、見つけしだい収容し、多くの者を台湾に強制送還していた。彼らは台湾に送還されても、そこに生活の基盤もなく、働き口もないため、ある者は家族のいるタイなどの難民キャンプへもどり、ある者は他の国へ定住し、ある者は再び日本にやってきた。彼らは日

本で身を潜め人目を避けて、飲食店などで働いてはお金を貯め、家族に送金していた。彼らは頼る相手もなく、独力で仕事をみつけ、家を捜し、生活しなければならなかった。

このような「流民」を支援する市民グループが生まれ、彼らを実質的な難民として認めるよう政府に訴える運動が繰り広げられた。彼らを支援する弁護士グループもできた。

▶ タオソムボン（29）

ラオス生れ、'76年台湾パスポートで来日、働いてタイの難民キャンプの家族に送金していたが、警察に逮捕、拘留される。日本人女性と結婚、日本定住を希望していたが、許可されず国外退去という形で家族が定住しているカナダへ旅立った。

▶ タオミン（26）ラオス生れ

台湾の高校に留学中政変が起こり、フランスに行く予定で日本にやってきた。しかし旧政府のラオスパスポートであるために、フランスのビザもとれず、台湾へももどれず日本にとどまって働いていた。

'79年1月支援者らの努力で特別在留許可を得て、自動車整備技術を学んでいる。

'81年5月、奥野法務大臣（当時）は衆議院法務委員会において、次の政府方針を明らかにした。

1. インドシナ三国の旧旅券で本邦に入国し、そのまま不法残留となった者については、帰る国がないという事情を考慮して、在留を特別に許可する。
2. 台湾、タイ等の第三国の旅券を所持していても、それが他人名義の旅券を不正入手するなどしたものである場合は1と同様に扱う。

3. 台湾旅券等を正規に取得して、本邦に入学している者については次のような事情のある者は特段の忌避事由のない限り在留特別許可を考慮する。

- a. 日本人または正規に在留する外国人と親族関係にある者。
- b. 両親、兄弟等が第三国の難民キャンプに収容されているなどのために本邦から出国しても適当な行き先がない者。
- c. その他、特に在留を許可する必要があると認められる者。

▶チャン・メイラン (24) ベトナム生れ。女性。5歳のころ家族でラオスへ。'75年小舟でメコン河を渡ってタイへ脱出。知人に頼んでタイ人名義の旅券を買い、日本へやってきた。同じころ母親や姉弟は香港の難民施設に逃がれている。レストランなどで働いていたが、'79年10月に不法残留で逮捕され、6ヶ月半にわたって拘留された。

東京地方裁判所は、メイランを難民と認めず、有罪判決を下した。奥野法相によって示された方針によって特別在留許可を得て、現在東京在住。

この政府見解によって「流民」にも難民としての特別在留許可が与えられるとの期待をもって、多くの潜行していた流民たちが入国管理局に出頭した。彼らは取調べを受け「仮放免」という形で、法務省の裁量を待っていた。

他方、日本政府は'81年10月に難民条約加入の手続きを取った。これにともなって出入国管理令の改訂、条約で認められた難民の処遇に関する国内法の整備が進められた。そして'82年1月1日から難民認定制度を含めた新体制が発足した。

出頭した流民たちの中にも、難民認定を申請した者が多数いた。ところが、'82年11月法務大臣は、彼らのうち12名を難民不認定とし、同時に在留を許可せず送還のために収容した。

▶ゴー・ヴィエト・リン (33) ベトナム生れ、女性。台湾旅券所持者、1981年10月30日入国管理局に出頭して不法残留の事実を申告。同日仮放免となる。1982年11月15日退去強制処分を受け、収容される。同年12月16日東京地方裁判所は強制送還の執行停止を決定。本年2月3日仮放免となる。飲食店に勤務。

これに対し流民の支援者側は、緊急アピールを出して世論に訴え、マスコミにもこの問題がとりあげられた。また一方で東京地方裁判所に対して、退去強制令書に基づく送還の執行停止を申し立てた。同地裁は、これらの申立を認容し、その理由の中で法務大臣の措置に対し疑問を示した。

また83年2月15日高野雄一（上智大教授）ら6人の学者が、法務大臣に対し「わが国で不法残留者になっている流民で、自らその事実を入管当局に申告（自首）した者には、適法に在留できる資格を与えるべき」とした提言を行なった。

泰野法務大臣は1月19日、提言に沿う形で、流民問題について柔軟に対処するよう、事務当局に指示したことを明らかにした。その後2月4日までに収容されていた全員が仮放免された。

▶チャンタボン・スーク (27) ラオス生れ

タイの難民キャンプからラオス難民として'81年4月に日本に定住。ところが、'82年6月、当局から在留資格の延長を拒否された。以前彼が、台湾パスポートで来日、不法残留者として台湾に送還されたことがあるという理由によるものである。彼は、ラオス王国（旧政府）発行の身分証明書も持っており台湾籍はない。彼の弟3人は難民キャンプからフランスへ定住している。日本語の達者な彼はタイのウボン・キャンプでJVCを手伝っていたこともあり、アメリカへの定住許可も降りていたのを棄てて日本へやってきたのだという。

参考資料

「インドシナ難民に関する緊急提言」高野雄一他
「流民通信」第8号、在日インドシナ流民に連帯する市民の会

「流民一悲しみはメコンに流して」上記「市民の会」編、論創社、'80

団体紹介

ISS

International Social Service of Japan
社会福祉法人・日本国際社会事業団



ISSは、国籍、人種、宗教、思想、制度、言語、習慣などが異なる人々の間に生じた問題について、援助と指導を行っている。たとえば国際養子縁組や、国籍問題・国際結婚に関する問題、海外に住む家族の消息や生活の問題、国内の外国人の適応問題などの相談を受けている。ISSはジュネーブに本部があり、世界16ヶ国に支部または代表部、107ヶ国に連絡通信員をおいている。このネットワークを利用し、社会福祉の専門家が相談に応じている。

ISS日本支部は、1953年に日米孤児救済合同委員会として発足、混血児やその母親への援助を行ってきた。1959年に、社会福祉法人、日本国際社会事業団となった。

ISSはもともと第一次世界大戦時の被災者や難民の援助のために設立された団体であり、日本の難民受け入れ問題にも1979年の始めから取り組んできた。定住希望者の手続きの援助、生活指導や就職相談、

養子・里親のあっせんなどである。

'80年9月と'82年10月には、定住難民の実態を調査。難民たちが、職業、日本語、教育、生活習慣、地域との関わりや役所の手続きなど、日常生活のあらゆる場合での問題をかかえていることが明らかになった。

'82年11月から、アジア福祉教育財団と協力してISSは「難民定住相談員制度」を組織した。関東・東海・近畿・中国地方など10ヶ所で、16人（実質的には20数名）の相談員が難民たちの問い合わせに応じている。

またISSは、日本での「ICMローン」（難民たちの日本までの渡航費）の、回収事業を委託されている。

連絡先：東京都目黒区上目黒1-16-12 鈴房ビル
4F、03-711-5551（代）

ICM

Intergovernmental Committee for Migration



1952年に設立された、移民問題の政府間委員会。ICMを通じてヨーロッパから、オーストラリア、カナダなどの国々への移住が行われた。ジュネーブに本部があり、'82年末現在29ヶ国の政府が加盟している。日本はオブザーバー14ヶ国のひとつ。

ICMの財源は加盟国政府の負担金や国際機関、民間団体等からの寄付によっている。

ICMの主な活動としては次のようなものがある。

- 難民が第三国へ定住する際の移動、およびそれにとりまなう渡航手続き、健康診断、語学訓練等
- 移民受け入れ国の必要に応じた移民計画
- 発展途上国の経済、教育、社会的発展のための技術者の移民

インドシナ難民についても、'75年以来第三国へ定住した658,867人のうち621,063人の移動がICMの援助によって行われた。

さらに、難民たちの一時庇護国からフィリピンのパターン、インドネシアのガラランにあるプロセシン

グセンターへの移動や、ベトナムからの合法出国についても、ICMが移動の手配をしている。

ICMは、UNHCRや国際赤十字、各国の難民受け入れ機関や民間団体と密接な連絡をとっている。

日本定住のためやってくる難民たちばかりでなく、日本の一時滞在難民が第三国へ定住していく場合もICMがその移動の手配を行っている。

1981年3月に東京事務所が開設された。

難民たちの渡航費用は、受け入れ国政府やスポンサーによって支払われる場合もあるが、一般的には、「ICMローン」を利用して、難民たちが定住して独立した後、長期低利の分割払いで返済するしくみになっている。

またICMは、移民・難民問題に関するセミナー、なども開催している。'81年にジュネーブで開かれたセミナーでは、難民の女性について討議された。

連絡先：港区虎ノ門1-1-12 虎の門ビル805号
03-595-2487

ベトナム人のHUNGさん

身を安じてベトナムを脱出

フン(HUNG)さんは昨年(1994年)の11月から国連難民高等弁務官UNHCR駐日事務所にカリタス・ジャパンからの出向という形でつとめている。

1954年、当時のサイゴン生まれ。'72年に「サイゴン大学」に入学、'75年に「ホーチミン大学」になったが、以前と同じように勉学を続け、歯科医の資格を持っている。

卒業後、'75年以前に日本政府が建てたチョーライ病院に勤務。医療関係者は貴重な人材とあって卒業生の失業はほとんどない。しかしフンさんは卒業式の会場で、「政府はもっと人権を見直して欲しい。強制労働を廃止するべきだ。」と述べたため、当局にいらまされてしまった。身を安じ、数ヶ月後の'80年11月に船で国を離れた。

小さな漁船には164人乗っていた。彼は医者として無料で乗り込めた。運良く3日後にノルウェー船に救出され、一週間後に横浜についた。

姫路のカリタス一時滞在難民施設に収容され、初めはUNHCRから生活費の援助をもらった。施設の人々の紹介で家具工場に勤めるようになり、経済的に独立した。ベトナムにいる家族と一カ月に一回は手紙のやりとりをしているという。

ノルウェー船に救出されたフンさんは、ノルウェー定住の道も開かれていた。しかし一年間の工場勤めで、日本社会でやっていく自信を得たと言う。'82年1月に日本定住を申請し、今年の2月19日に永住許可書をもらった。

通訳を越えて

UNHCRは、一時滞在中のベトナム難民の1人1人の希望を聞き、彼らの身元を調べ、各国の定住条件に当てはまるかどうかを知らせる。ここで通訳であるフンさんがケースバイケースで、難民に説明する。全国に散らばる一時滞在難民キャンプに赴く。時には通訳の仕事を超えて、個人的にアドバイスしたりする。将来への不安を手紙や電話に託す難民との対応に忙しい。

日本に定住する決心をした一時滞在難民は現在約700人。彼らは定住促進センター(大和・姫路)に入り、日本語教育やオリエンテーションを受けることを希望するが定員オーバーのセンターに入るのに、

長い期間待たされると言う。中にはセンターを通過せず「直接定住」する人もいる。直接定住とは、既に働いているか、自分で働き口を捜す能力があると判断された人々で、スポンサーがついている場合許可される。直接定住者は計20人ぐらいいる。

難民にとっての日本

ベトナム人は攻撃的、ケンカ好きと思われがちだ。フンさんいわく、長い間悲しみや苦しみを背負い、現在も将来も不安な気持ちでいっぱいだが、彼らには、そのはけ口がない。家族と離ればなれになり、言葉の壁や生活習慣の違いで日本人とも通じ合えない。その結果、日本社会に受け入れられにくくなれば、誰でもやる場のない怒りを持つであろう。

語学訓練や文化的なオリエンテーションを徹底させる必要がある。

受け入れ側の日本人に関して、一時滞在中者はどう思っているのだろうか。個人的に接する限り、色々世話をしてくれて一般の人々は皆優しいと言う。しかし政府にとって、自分たちは招かれざる客であると感じているようだ。

今後、ベトナム人に対してどのような形で協力できるだろうか。語学や生活習慣と同時に生活の上で絶対に必要な手続きを教えてほしいと、フンさんは言う。永住権申請や毎年の入管への出頭など法的なもの、銀行などの利用法、児童手当などの申請や保険など福祉関係のもの、会社での礼儀などなど。

この辺では、個人的な交流がものを言うのではないだろうか。

日本に定住したベトナム人の3分の2は関東地区にいるそうだ。日本の生活が手いっばいで子供たちにベトナム文化を教えられないことは、彼らの大きな悩みである。最近、日本の小学校にすっかり慣れた子供たちは、ベトナム人としての自覚がなくなっていると言う。フンさんの希望は、東京に、政治ぬきのベトナム人協会をつくることだ。ベトナム人協会ができれば、ベトナム文化習慣の保存に大いに役立つであろう。

フンさんは東京都大田区に住んでいる。週2回日本語のクラスに通っているが、お金がかかるので毎日行けないのが残念だと言う。

ルワンダ難民

——国境の両側からレポート——

'82年10月、国内紛争の続くウガンダから強制的に立ち退かされ、ルワンダからは受け入れを拒否されたルワンダ難民が、大量自殺事件をひき起こして世界の注目をあびた。追放された人々はおよそ8万人といわれる。彼らはもともと'60年代にルワンダの内戦のためにウガンダ領へ逃れた難民である。難

民達はルワンダ領内とウガンダ領内の居留地に留め置かれ、国際的な救援活動に身を委ねている。遊牧民である難民たちは牛を生活の基盤としている。牛とその放牧地の問題はルワンダ難民のおかれている状況を把握し、打開策をさぐるための手がかりとなろう。(編集部)

ウガンダ領内

佐倉 洋

'60年代にウガンダ領内に流れ込んだ数十万人のルワンダ難民は、オルチンガ、ナキバレなど7つの居留地に収容された。ここで住民は長角の独特の牛を飼う生活を続けていたが、徐々に周囲の農耕民に同化していた。これらの居留地ではいわゆる難民キャンプとは異なり移動の自由などは制限されていなかった。

しかし今回の追放で、これらの人々のうち一部はオルチンガ、ナキバレに強制収容された。オルチンガでは約7,000人の古い定住者にさらに6,000人が加わった。元来、不毛の辺境の地であることに加えて、人口が2倍になり、5万頭の牛が新たに増え、とても生存可能な環境にあるとはいえない。難民たちの多くは、丘の斜面に木の枝などで小屋を作って、雨露をしのいでいる。現地駐在UNHCRはウガンダ政府に対し、新居住地を要求している。

難民たちは、UNHCRから大人一人一週間にミルク(140g)、食用油(140g)、豆(350g)、トウモロコシ粉(2.8kg)などの配給を受けている。1月になってなんとか定期的に配給されるようになったというが、彼らの主食であるミルクは絶対量が足りない。

12月には赤痢やはしかの流行があって多くの子供が死亡したとのことで、土盛りのお墓が累々としていく。薬も十分ではなく、抗マラリア剤、アスピリン、ビタミン、抗生物質といった薬が必要である。

人間ばかりでなく、彼らの牛約1万1千頭もエサとなる草が足りず、口蹄疫や炭疽病の流行でばたばたと死んでいる状態である。1983.1.12付(ケニア在住の留学生)



マヘガ・キャンプ遠影 白いテントとハゲワシの群

ルワンダ領内

大林 稔

ウガンダを追われた難民の取材に同行して、私は昨年12月、ルワンダを訪れた。ここでは二つのキャンプのうち、牧畜民を中心に1万3千人を収容するマヘガのキャンプでの見聞について書いてみたい。

草原の中のマヘガ・キャンプには、純白のテントが整然と列をなしている。住民達の衣服はなぜか奇妙なほど真新しい。もう一つの、農民を収容するカーニャ・キャンプの人々はもとより近所の農民よりもずっとこざっぱりしている。

生きていくための最小限必要な食料は配給されていたし、はしかの流行がまだ多くの子供の命を奪い医薬品も不足気味とはいえ、徐々に医療体制も整いつつあるように見えた。キャンプの財政的維持はUNHCRに負うところが多く、現場の実務面でも、フランスの「国境なき医療団」など海外ボランティア団体の果たしている役割は小さくない。難民がル

ワンダに流入した10月以来2ヶ月の間に、飢餓と伝染病におびえる最悪の状況から抜け出しているのを見ると、つくづく国際的な援助活動の重要性を感じる。

だが、難民と共にやって来た牛達にとっては、最悪の状況が近づきつつあった。餓死である。広い草原に牛がポツン、ポツンと、無数に倒れているのを見て、初めは死体とは思えなかった。

4万数千頭の牛に与えられた放牧地は必要な広さの6分の1しかないのだ。雨季あけというのに、草は残らず食いつくされ、骨と皮ばかりの牛達は、1日約百頭の割合で死んでいる。このままでいけば、次の乾季には、ウガンダですでに牛の半数を略奪された難民達は、残りの牛もほとんど失うことになるだろうという。

私達は首都キガリでの担当大臣へのインタビューの中で、対策をたずねた。大臣の答えは、適正規模以上の牛の売却を進めるといったものだった。人工飼料の購入も考えたが、高くとても無理である。それよりも牛を売れば最小限の牛は生き残れるし、遊牧民も現金を貯えておけるという。そして牛の売却はすでに始まっていた。マヘガの人々の衣服が真新しくなった理由がこの時明らかになった。牛を売って現金が入ったからなのだ。

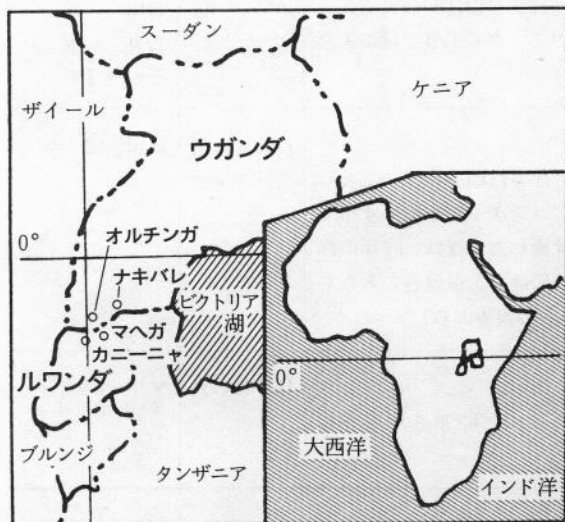
だが、なぜ放牧地の方を広げないのか。二つのキャンプに隣接する自然公園と狩猟地区を合わせれば、国土の何分の一かを占めるほどの広さがあるのだ。放牧地から道一本隔てた所には、背丈ほどの草が青々と茂っているのではないかと、UNHCRの所長に質

問を向けると、『私も再三放牧地の拡大を要請したが無駄だった。それは政治的問題なのだ。』と、彼は答えた。

政治的問題とは結局のところ、ルワンダ政府が4万3千人の難民のうち、約7千人の受け入れしか認めないことなのだと、私は思った。政府は、ルワンダは大陸一人口稠密な国であり、この上4万人もの難民を受け入れる余地は無い、と言う。キャンプのある役人は、ヨーロッパ人や、我々日本人が外貨を落としていく自然公園を難民に与えることはできないと言った。また、ある在留ヨーロッパ人は、政府は大量のツチ族が入って来るのを好まないのだとも言った。(ルワンダではかつて、フツ族とツチ族の激しい部族対立があった。難民は主にツチ族からなり、現政権はフツ族が中心となっていると言われる。)理由はともあれ、政府が難民の大半を受け入れる気持ちがないことは明らかだ。難民達に十分な土地を与え、牛の放牧を許すこと——マヘガの人々にとって、それはまさに『普通の暮らし』を取り戻すことになるだろう——は、彼らを事実上受け入れることを意味する。だからこそ、それはルワンダ政府にとってはできない相談なのだろう。マヘガの人々にとって、暮らしとは、伝来のやり方で牛を追い、草を求めて自由に移動することなのだ。そして牛の一部をつれて彼らがルワンダに現れた時、彼らはまだ『暮らし』の一部を持ったままの、言わば『不完全な難民』だったともいえる。今、彼らは牛の大半を餓死させるか、金に替えるか、いずれにしろ手放さざるを得ない。牛を失った時、カニーニャの土地から引き離された元農民達と同様、彼らも本来の暮らしを失った元牧畜民になってしまうだろう。その時配給によって生きることではできても、マヘガの人々に『暮らし』を取り戻す見通しはあるだろうか。『暮らし』を取り戻すために、自分達で努力する権利は、彼らには与えられていないのだ。(フリーライター)



撮影 大林 稔



JVCプロジェクト

1983年3月7日現在

活動地名	活動内容	出資団体	担当者
カオイダン (カンボジア人 キャンプ)	自動車整備学校 IRCの技術学校を今年度より、引き継いだ。従来のJVCの活動に基礎エンジン、自動車エンジン、溶接、鉄工そして建築(木工技術を含む)の計4つのプログラムを加え、学校の規模は、2倍以上になった。自動車エンジンのプログラムは、特に好評だ。	UNHCR 千葉県 ロータリー クラブ	嶋 紀晶※ 清水 洋子 田原 勝幸 松本 一仁 トンディ ソムウェツ
タイ・カンボジア 国境	医療プロジェクト 昨年12月28日にノンチャン難民村のMSFの病院でレントゲン撮影をしたのが、チームの初仕事。現在では、火曜日ノンチャン村、水曜日バンサンゲ、木曜日ノンサメット、金曜日タイ被災民村と巡回診療を行っている。需要はバンサンゲ村が一番多く、新築の撮影所が用意された。また1月31日には、ノンチャン村で大規模な戦闘があり、野原にテントを張っただけの仮病院で各国の医師団に交って活動した。 ナムユン難民村・補助給食プロジェクト 妊娠婦、乳児、病院を対象とした補助給食計画が、2月中旬より始まった。この村は、ウボンから南へ約100kmの山の上にあり、人口は約3,000人。普通の車で行くのは不可能なので、トラクターで下の村から1時間半かけて登っていく。	日本青年 会議所 W F P 西本願寺 W F P	柳 茂行 灰塚省二郎 臼井 義人 金子 一弘 チャイオン 大野 直樹※ ジュタワン イサラック チャイサック トンチャック
タイ 農村	給水プロジェクト(東北タイ農村での井戸掘り、貯水タンクづくり) 3月現在、ブリラム県ラハンサイ郡の5ヶ村で14本の井戸を建設中。岩石、岩盤にあたりダイナマイト等を使用し工事している。タイ軍、ダム現場技術者の協力を得ている。3月末には14本の井戸が完成予定。 農村プロジェクト ラムカムヘン大学学生と共同で、12月11日より12月30日まで、タイ東北部、サコンナコン県の農村において、ダム工事、村の集会場建設、井戸掘りを行った。	モラロジー 一般寄付	木村 信夫※ スラボン ルーチャイ 横井 完治 山本 敏幸※ 石川 武 石丸 一寧 その他3名
タ ケ オ (カンボジア国内)	井戸掘り 1月現在、17番目の井戸を掘っている。仕事は順調に続いており、毎週一本の井戸を掘り、完成している。ランチャンを除くすべての井戸で十分に産水している。最初に計画した水槽は、昨年の終りまでにすべて完成した。カンボジアの伝達省、保健省の人たちと共に仕事を進めている。(OXFAMからの報告より)	OXFAM モラロジー	簗田 健一※
ホーキンズロード (シンガポール、ベトナム人キャンプ)	管理運営、環境整備・公衆衛生 1982年1月より開始したこのプロジェクトは'83年3月末をもって終了する。	UNHCR	マリーマリティ ヌ・キャマル ※

活動地名	活動内容	出資団体	担当者
パナニコム (第三国定住待ちの人々のための一時収容施設)	日本語学校 日本定住希望者のために、日本語教育を行っている。現在は、学習の程度によりAクラスからDクラスまでクラス分けされており、順調に進んでいる。	千葉県 天理教	谷沢 一江※ 佐藤 和美 清水 宏 佐久間正一 ティアン
クロントイ・スラム (バンコク市内のスラム)	電気工養成所 電気工研修所 養成所の終了生に職場を与えること、養成所の運営資金を生み出すことを目的とした当研修所が1月15日に開所された。 図書館 奨学金援助 現在約70名の児童が援助をうけている。 スラムの問題を通して、アジアの問題を日本人に知ってもらうべく、また活動資金を調達するため、2月より福村・高塚両名が報告会を日本国内で行っている。	神奈川県 モラロジー	福村 州馬※ 高塚 政生 小川ひとみ 釘村千夜子 イム スアングビー サムルアイ
御 所 (奈良県)	日本語学校 2月1日より奈良県御所市のベトナム難民滞在施設で、一時滞在難民の日本定住を援助するために日本語教室が始まった。当面、2期間6ヶ月の予定で日本語を教え、施設を運営しているカリタスジャパンとの協力で生活指導、就職斡旋をし、彼らを定住させる計画。受講生は現在2クラス45人で、1日5時間の授業をしている。	UNHCR カリタス・ ジャパン	平賀 増美※ 大貫 玲子 伊藤千鶴子
バンコク事務所	熊岡路矢※、深津高子、武田恵治、ポンピモン、峰野美智子、森本喜久男、カモン、エディッサ、竹内俊之、上田晨子、磯村美智子、吉川万里子、木上伴子、金子雅子、碇 知子、岡崎律子	裏千家 西本願寺 全社協 一般寄付	
東京事務所	星野昌子※、田島 誠、荻野美智子、本橋 栄、鵜田三芳、他約20名		
京都連絡事務所	永井聖子※、他約6名	支持会費 バザー売上	

※はリーダー

●医療チーム、緊急医療活動に参加

1月5日に砲撃があつて以来、MSF、WFP、UNBRO (United nation Border Relief Operation) 以外の支援団体が立入禁止になっていたノンチャン難民村に1月31日 AM 6:00よりベトナム軍の進攻が開始された。約2万人と言われる多くの難民がタイ領に逃げ込もうとしたが、国境沿いにあるタイ軍と戦車壕に阻止され、その外側に滞留した。

WFPを中心とする緊急会議が持たれ、ノンチャン村、アンシラ村に2ヶ所ずつの緊急診療所 (MSF) が設置された。他の緊急援助は食糧配給 (米と魚) = CARE, 給水 = WFP, サニテーション = WORLD CONCERN, 重傷患者移送 = ICRC と分担された。

JVCの医療チームは2月1日より、WFPの要請を受けMSFの行う診療活動への補助活動をした。

現在 (2月4日) までの3日間の援助活動は内科、小児科 (新生児も含む) 産科、外科の診療科目が数えられる。

この援助活動は、WFPから「民間の団体であれば緊急の場合ここまで出て来て活動してくれる。」日本の医療活動が初めて緊急事態に即応し、しかも他団体と協調して活動できた。日本の医療技術は高いが言葉による関係 (意志伝達の疎外) に改善すべき点があると評価される。

●補助給食プロジェクト始まる。



食事をする妊産婦と子供達。JVCプロジェクト参照

おたよりから

以前、友人が東南アジアからインドを回って帰ってきた時、私に印象を話してくれたことがあります。彼女は「その国の貧しい人々の姿を見ると、悲惨で胸がつぶれそうに感じた」と語ったので、私は「何だか Trial & Error を読んでいた時の感じと全然違うな。そんなにひどい有様なのかしら」と思ったんです。

現実にクロントイ・スラムへ行ったら時、彼女の言った事も Trial & Error の記事も、どちらもほんとうで、ただ感じ方や見方が違っていただけだと知りました。

スラムの人達に接し、人々の生活を間近に見た時、言葉は違おうと、どこに住んでいようと、私達と少しも変わらない人々じゃないか。ここで生まれていたら私もこの中の1人だったかも知れないと考えました。

スラムには、学校を続ける事さえ難しい子がいると聞きました。実際、バンコクの町を歩いていても、5つか6つのまだ小さい子が、クツみがきをしたりして働いているのを見かけましたし、食堂や駅にいると小さい子が無表情に、私の前に立って静かに手

を合せました。その日、食べるものさえ、そうやって乞わねばならないとは、何て残酷な事なんだろうと感じました。

クロントイのはずれにある小学校では、ちょうど運動会が行われていました。一生懸命、応援して声を張りあげている子ども達や、徒競走で力一杯かけてゴールインした子供達の笑顔を見ました。ここにいる子供たちは貧しくても、子供らしい喜びの中で日々を過ごしているようです。

プラティープさんの活動も、JVCの活動も、もっともっと発展していったらいい、人々の生活が向上し、より多くの子供達が、愛情につつまれて、ほんとうに子どもらしいのびのびした生活を送れるようにと願いました。

その為に自分が何をしたらいいのか、まだわからないけれど、そうした人々や、そうした活動の事を、できるだけ回りの人に話してゆきたい。また、なぜ豊かに暮らしている人がいる一方で、そうしたスラムができるのかを考えてゆきたいと思います。

(M. I さん)

JVCの活動は、みなさまからの募金で支えられています

難民救援活動をより充実したものにするため、以下の募金を受け付けています。ご協力をお願いいたします。

●インドシナ難民救援募金（1月小計 235,842円）

東京事務所を窓口にしてバンコクに送られ、各難民キャンプでのプロジェクト費にあてられています。

●ボランティア募金（1月小計 23,000円）

現地で活動しているボランティアのための栄養および健康管理費にあてられます。

●クロントイ・スラム募金（1月小計 16,450円）

バンコク、クロントイ・スラム内の図書館および電気工養成訓練所の運営費などにあてられます。

●デッグ・スラム奨学金（スラム児童奨学金）

バンコク市内スラムの児童への奨学金などの学費援助、一口いくらでも可。（1月小計 86,100円）

●JVC運営経費募金

事務経費、人件費、通信費等、JVCの仕事を進めて行く上で欠くことのできない資金が慢性的に赤字となっています。

●レバノン難民救援募金（1月小計 10,000円）

JVCは、レバノンのパレスチナ難民や戦乱に巻き込まれたレバノンの人々に対し、何らかの形で援助ができないか検討中です。JVC独自の活動、又は現地で活動している団体を通じて、医療関係の援助に充てる予定です。

●日本語家庭教師募金

昨年10月東京の有志によって始められた、定住難民のための日本語家庭教師の輪が広がっています。定住者の家庭は遠いところが多く、交通費が負担となっています。また日本語教材も充実させたいと考えています。

送金方法

住所、氏名、募金種目名を必ず明記の上、下記郵便口座にお振り込みください。

口座番号：東京 9-27495

加入者名：JVC 東京事務所

※ 会計の都合上、「Trial & Error」の購読申し込みとは別に送金くださるようお願いいたします。

編集部より

● Trial & Error のアンケートに多数のみなさまからお答えをいただきました。ご協力ありがとうございました。

アンケートの質問項目の中に、T/Eを「おもしろいと思えますか」という言葉がありました。これはT/Eの内容がみなさまにとって、有意義な情報であるかどうかをおたずねしたかったのです。不適当な表現であったことをお詫びするとともに訂正させていただきます。

JVCに対して、またT/Eについて様々なご意見ご提案をいただきました。今後の活動および誌面づくりの参考にさせていただきます。

—ファインダー—

裏表紙撮影 加藤明彦

西ドイツへやってきたベトナム人の少年。フランクフルトに近い、赤十字の難民受入れ施設にて。

●クロントイ・スラムのプラティープ先生と子供達の映画「プラティープ先生とデック・デック」が特別上映されます。4月13、14、15日、東京の四谷公会堂にて。PM 6:30から。03・353・4398 東京芸術企画まで。

●'83アジアウィーク開催

国際交流基金のアジア映画祭を見逃したあなた。「途上国」をもっと知りたい、活動してみたいあなた。映画上映、写真展、第一線で働く人々との話し合いなど5月17日から、6週間30の企画が待っています。四谷（上智大）が気になる！

実行委員会 03-238-3947

●編集後記

今回は難民受入れについて、概要を紹介するにとどまった。日本について、また諸外国について、これから掘り下げてゆきたい。次の季刊号（6月）ではソマリアへ飛んだメンバーのレポートをもとに、アフリカ難民の特集をお届けする予定。

JVCとは

Japanese Volunteer Center は1980年2月、タイの首都バンコクで設立された民間救援団体です。

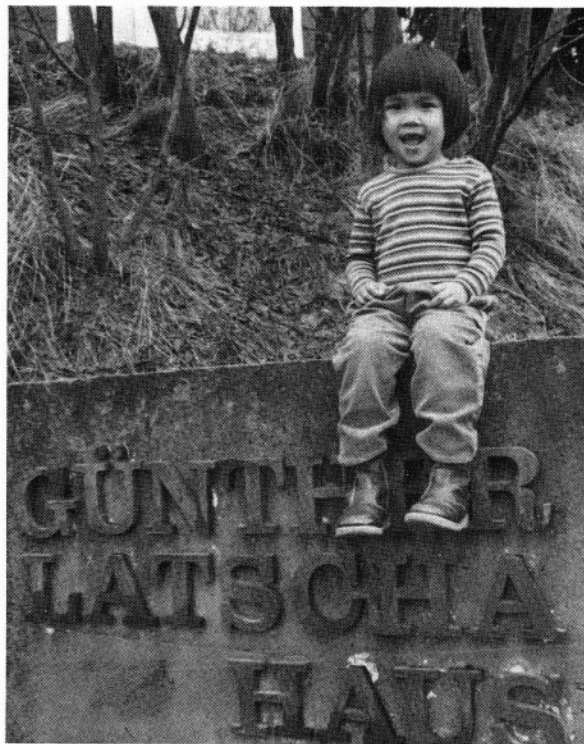
1979年の暮れの、インドシナ難民の大量流出をきっかけに、日本から救援に駆けつけた若者と、現地タイですらで活動を始めていた日本人たちが一体となり、現在の組織の原形ができあがりました。

当初はタイ・カンボジア国境への物資輸送など、欧米の民間救援団体を補佐するものでしたが、現在は日本から寄せられる寄付金と各支援団体の援助金により、独自のプロジェクトを展開しています。

JVCは、難民、そしてそれと同様の窮境にある人々に対し、できる限りの援助を継続的に行うことを目指しています。常時50人近くの各国のボランティアが、タイ国内のラオス・ベトナム・カンボジア難民キャンプや、バンコクのスラム街において活動を続けています。

また'82年に入ってから、タイのみならず、カンボジア国内での井戸掘りやシンガポールでの活動を始めました。

東京事務所は、こうした活動の情報、人材、資金を現地と結ぶ日本の窓口として機能しています。



発行所 JVC東京事務所
 〒166 東京都杉並区阿佐谷南
 1-1-5 三笠ビル3F
最寄駅 丸の内線新高円寺駅
TEL 03(316)3253

バンコク事務所 Japanese Volunteer Center
 67 South Sathorn Road
 Bangkok, Thailand
TEL 286-4857

京都連絡事務所 京都市上京区寺町今出川角
 光月堂2F TEL075(256)1382
 〈海外ボランティア情報センター内〉

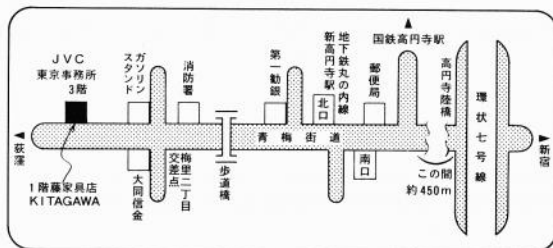
昭和58年3月20日発行
 毎月20日発行

発行人 星野昌子
編集人 本橋栄
表紙撮影 押原譲
裏表紙撮影 加藤明彦
印刷所 ㈱ベスト・プリンティング

「Trial & Error」年間購読申し込み方法

一般購読者 1口 3,000円(1冊送付)
 賛助購読者 1口 10,000円(4冊送付)
 郵便口座番号 東京3-54186
 加入者名 JVC東京事務所
 住所、氏名、購読開始月をお書き添え下さい。

Trial & Error は、季刊(年4回)の特集号と、年8回のニュースレターをお届けすることになりました。年間3,000円の購読料は従来通りです。



定価 送料とも1部500円